

物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、県が物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約（以下「物品契約」という。）並びに役務の提供を受ける契約（電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びにその審査の申請の時期及び方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査対象)

第2 この要領において、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の対象となる者は、県と物品契約又は役務契約を締結することを希望する者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- (3) 政令第167条の4第2項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (5) 次に掲げる者に該当する者
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
 - オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

(競争入札参加資格)

第3 競争入札参加資格を有する者は、原則として、別表1に定める契約予定金額に対応し、第4により等級の格付決定された者とする。

(等級格付基準)

第4 第3の規定の等級格付は、別表3に基づき付与された数値の合計により、別表2に基づき決定する。

(競争入札参加資格者名簿)

第5 第4により等級格付を決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登載するものと

- する。
- 2 前記の競争入札参加資格者名簿は、青森県庁内及び青森県ホームページにおいて公表する。

(用語の定義)

第6 競争入札参加資格審査申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)の添付書類中における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)の直前2年の各事業年度(個人にあっては前2年間)における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額とする。なお、各事業年度における生産額又は販売額(以下「生産額」という。)については、組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業体と前企業体とが同一性を保持している場合は、前企業体の生産額を、また、企業の合併が行われた場合は、合併前の企業体の生産額の合計額を記載することができる。

(2) 自己資本額

審査基準日の直前に終了する事業年度(個人にあっては前年)の決算(以下「決算」という。)における自己資本額(法人にあっては純資産の部の合計額、個人にあっては次年度繰越純資本金額(元入金と事業主貸借の清算の合計))とする。

(3) 生産設備

決算における生産設備の額(機械装置、車両運搬具、工具・器具及び備品の合計額)とする。ただし、物品契約のうち物品の買入れ及び借入れに係るもの並びに役務契約のうち電子計算組織に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものについては記載を要しないものとする。

(4) 職員数

決算における従業員数とし、法人にあっては常勤役員を、個人にあっては事業主を含むものとする。

(5) 流動比率

決算における流動資産を決算における流動負債で除して得た数値を百分比で表した比率とする。

(6) 営業年数

創業から審査基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間とし、1年未満は切り捨てるものとする。なお、創業は組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業体と前企業体とが同一性を保持している場合は、前企業の創業時を、また、企業の合併が行われた場合は、合併前の各企業体の古いものの創業時を記載するものとする。

(7) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に規定する事業主(以下「雇用状況報告義務者」という。)である場合については、所轄の公共職業安定所に報告した直近の障害者の法定雇用率達成の有無を、それ以外の事業主については、審査基準日での障害者(障害者雇用促進法の定めによる。)の常時雇用する人数を記載するものとする。

(8) ISO認証取得

国際標準化機構が定めた規格のうち、ISO9001及び14001の認証について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

(9) 青森県健康経営事業所認定取得

青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

(10) 「あおり働き方改革推進企業」認証取得

青森県が定めた「あおり働き方改革推進企業」の認証について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

(競争入札参加資格者名簿の有効期間)

第7 競争入札参加資格者名簿の有効期間は、更新等により新たに競争入札参加資格者名簿を作成した日の属する年度の10月1日から3年を経過する日までとする。

(資格審査の申請方法及び添付書類)

第8 申請書は、次の各号に掲げる契約の区分に従い、それぞれ当該各号に定める所管課に提出させるものとする。

- (1) 物品契約に係るもの 出納局会計管理課
- (2) 役務契約に係るもの 総務部財産管理課
- (3) 物品契約及び役務契約に係るもの 出納局会計管理課又は総務部財産管理課

2 申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 経営規模等総括表(第2号様式)
- (2) 機械器具設備状況一覧表(ただし、印刷業の場合に限る。)(第3号様式)
- (3) 商業登記事項証明書(個人の場合は営業証明書)の原本又は写し
- (4) 財務諸表(資格審査を行う年の属する事業年度の直前2か年度におけるそれぞれの決算に係るもの)
 - ア 法人 貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人 青色申告決算書等
- (5) 納税証明書の原本
 - ア 法人 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税、法人都道府県民税(本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税、法人都道府県民税)
 - イ 個人 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税
- (6) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し
- (7) 許認可証等の写し(希望する営業品目(種目)が許認可等を必要とする場合)
- (8) 障害者雇用状況報告書等の写し
- (9) ISO認証登録証の写し
- (10) 青森県健康経営事業所認定証の写し
- (11) あおもり働き方改革推進企業認証書の写し
- (12) 役員等一覧表(第4号様式)
- (13) 重量が25グラム以内の定形郵便物の料金分の郵便切手を貼付し、送付先を記載した返信用封筒(長形3号)

なお、物品契約及び役務契約の両方の資格審査を希望する場合は、2枚提出させるものとする。

(14) その他知事が必要と認めた書類

3 物品契約及び役務契約の両方の資格審査を希望する場合は、申請書等の正本1部のほかに申請書等のコピーを1部提出させるものとする。

4 申請書及び前記2の(4)の財務諸表は、日本語で作成させるものとする。

5 前記2の(5)から(14)までの添付書類のうち外国語で作成されているものは、日本語の訳文を付記又は添付させるものとする。

6 添付させる書類中の金額は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の規定による外国貨幣換算率の例により、日本通貨に換算した上で、記載させるものとする。

7 提出した申請書及び添付書類は、青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号)第5条の規定により、開示請求の対象となる場合がある。

8 競争入札参加資格に関する文書は、県のホームページ又は次の配布場所において入手することができる。

青森市長島一丁目1-1

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

青森県総務部財産管理課財産管理グループ

(申請書記載事項の変更又は休業・廃業)

第9 資格決定通知をした後、次に掲げる事項について変更があったとき(ただし、(3)については、新たに就任した場合に限る。)又は営業を休業するとき若しくは廃止したときは、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(第5号様式)を提出させるものとする。ただし、(1)及び(2)に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書(個人の場合は営業証明書)の原本又は写しを、(3)に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(第4号様式)を、(4)に係る事項については、営業証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(第4号様式)を添付させるものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地又は住所(本店又は経営規模等総括表(第2号様式)に記載している支店等の所在地又は住所)
- (3) 代表者、取締役、監査役等の役員(法人の場合に限る。)
- (4) 氏名(個人の場合に限る。)
- (5) 電話番号又はファクシミリの番号
- (6) その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

附 則 1 この要領は、平成11年6月30日から施行する。

2 物品の製造の請負う及び買入れに係る契約等の競争入札に参加する者の資格等に関する要領(平成8年3月1日施行)は廃止する。

附 則 この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成14年1月9日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年6月30日から施行する。

附 則 この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年1月30日から施行する。ただし、別表1契約の予定金額及び等級格付中の借入れに係るものの契約の予定金額は、平成18年度当初予算成立後において適用する。

附 則 この要領は、平成19年1月31日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年7月17日から施行する。ただし、第7に規定する申請書類の提出先についての改正規定は、平成19年4月1日から適用することとし、第7の2の(4)の改正規定は、法令の規定に基づいて株主資本等変動計算書を作成する事業年度のものについて適用し、それ以前の事業年度のものについては、なお従前の例による。

附 則 この要領は、平成20年6月30日から施行する。ただし、平成20年9月30日まで有効な競争入札参加資格の審査及び記載事項の変更等を希望する場合については、なお従前の例による。

附 則 この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年6月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年12月18日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年7月3日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年2月13日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年1月16日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年5月18日から施行する。ただし、令和2年9月30日まで有効な競争入札参加資格の審査及び記載事項の変更等を希望する場合については、なお従前の例による。

別表1 契約予定金額及び等級格付

業 種 区 分		契約予定金額	等 級
1 物品の製造 の請負	・印刷、その他	制限額なし	A
		500万円未満	A、B
		300万円未満	A、B、C
2 物品の買入 れ	・事務用品、燃料、車両、 機械器具、電気通信機器、 薬品・理化学機器、その他	制限額なし	A
		500万円未満	A、B
		200万円未満	A、B、C
3 物品の借入れ	・事務用品、燃料、車両、 機械器具、電気通信機器、 薬品・理化学機器、その他	制限額なし	A
		500万円未満	A、B
		150万円未満	A、B、C
4 役務の提供	・電子計算組織、その他 ・広告・イベント、その他 ・運送、その他 ・調査・研究、その他	制限額なし	A
		500万円未満	A、B
		150万円未満	A、B、C
	・建物の管理・清掃、各種設備 の保守点検・管理、その他	制限額なし	A
		2000万円未満	A、B
		150万円未満	A、B、C

別表2 等級格付基準

等級	付与数値の合計
A	85以上
B	50以上85未満
C	50未満

別表3 資格審査付与数値表

(1) 物品契約のうち物品の製造の請負に係るもの

1 年間平均生産額の付与数値

年間平均生産額	数値
8億円以上	50
4億円以上8億円未満	45
2億円以上4億円未満	40
1億円以上2億円未満	35
1億円未満	30

2 自己資本額の付与数値

自己資本額	数値
5千万円以上	10
3千万円以上5千万円未満	8
1千万円以上3千万円未満	6
1千万円未満	4

3 生産設備の額の付与数値

生産設備の額	数値
4千万円以上	10
3千万円以上4千万円未満	8
1千万円以上3千万円未満	6
1千万円未満	4

4 従業員数の付与数値

従業員数	数値
50人以上	10
10人以上50人未満	6
10人未満	2

5 流動比率の付与数値

流動比率	数値
100%以上	10
70%以上100%未満	6
70%未満	2

6 営業年数の付与数値

営業年数	数値
5年以上	10
5年未満	5

7 障害者雇用状況に係る付与数値

障害者雇用状況	数値
雇用状況報告義務者で法定雇用率を達成している場合	8
上記の報告義務はないが、障害者を常時雇用している場合	8

8 ISO認証取得に係る付与数値

ISO認証	数値
ISO9001を認証取得している場合	4
ISO14001を認証取得している場合	4

9 青森県健康経営事業所認定取得に係る付与数値

青森県健康経営事業所認定	数値
青森県健康経営事業所を認定取得している場合	4

10 「あおり働き方改革推進企業」認証取得に係る付与数値

「あおり働き方改革推進企業」認証	数値
「あおり働き方改革推進企業」を認証取得している場合	4

- (2) 物品契約のうち物品の買入れ及び借入れに係るもの並びに役務契約のうち電子計算組織に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るもの

1 年間平均販売額の付与数値

年間平均販売額	数値
4億円以上	60
3億円以上4億円未満	50
2億円以上3億円未満	40
1億円以上2億円未満	30
1億円未満	20

2 自己資本額の付与数値

自己資本額	数値
2千万円以上	10
1千5百万円以上2千万円未満	8
1千万円以上1千5百万円未満	6
1千万円未満	4

3 従業員数の付与数値

従業員数	数値
50人以上	10
10人以上50人未満	6
10人未満	2

4 流動比率の付与数値

流動比率	数値
100%以上	10
70%以上100%未満	6
70%未満	2

5 営業年数の付与数値

営業年数	数値
5年以上	10
5年未満	5

6 障害者雇用状況に係る付与数値

障害者雇用状況	数値
雇用状況報告義務者で法定雇用率を達成している場合	8
上記の報告義務はないが、障害者を常時雇用している場合	8

7 ISO認証取得に係る付与数値

ISO認証	数値
ISO9001を認証取得している場合	4
ISO14001を認証取得している場合	4

8 青森県健康経営事業所認定取得に係る付与数値

青森県健康経営事業所認定	数値
青森県健康経営事業所を認定取得している場合	4

9 「あおり働き方改革推進企業」認証取得に係る付与数値

「あおり働き方改革推進企業」認証	数値
「あおり働き方改革推進企業」を認証取得している場合	4

(3) 役務契約のうち建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの

1 年間平均販売額の付与数値

年間平均販売額	数値
8億円以上	50
4億円以上8億円未満	45
2億円以上4億円未満	40
1億円以上2億円未満	35
1億円未満	30

2 自己資本額の付与数値

自己資本額	数値
5千万円以上	10
3千万円以上5千万円未満	8
1千万円以上3千万円未満	6
1千万円未満	4

3 生産設備の額の付与数値

生産設備の額	数値
2千万円以上	10
1千5百万円以上2千万円未満	8
5百万円以上1千5百万円未満	6
5百万円未満	4

4 従業員数の付与数値

従業員数	数値
1000人以上	10
500人以上1000人未満	8
200人以上500人未満	6
200人未満	4

5 流動比率の付与数値

流動比率	数値
100%以上	10
70%以上100%未満	6
70%未満	2

6 営業年数の付与数値

営業年数	数値
5年以上	10
5年未満	5

7 障害者雇用状況に係る付与数値

障害者雇用状況	数値
雇用状況報告義務者で法定雇用率を達成している場合	8
上記の報告義務はないが、障害者を常時雇用している場合	8

8 ISO認証取得に係る付与数値

ISO認証	数値
ISO9001を認証取得している場合	4
ISO14001を認証取得している場合	4

9 青森県健康経営事業所認定取得に係る付与数値

青森県健康経営事業所認定	数値
青森県健康経営事業所を認定取得している場合	4

10 「あおもり働き方改革推進企業」認証取得に係る付与数値

「あおもり働き方改革推進企業」認証	数値
「あおもり働き方改革推進企業」を認証取得している場合	4

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約（電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

経 営 規 模 等 総 括 表

区分	新規 ・ 継続
----	---------

物 品		役 務	
審査値	格 付	審査値	格 付

区 分	物品の製造・販売・賃貸	番 号				
	役務の提供					

法人番号						
商号又は名称	(フリガナ)				代表者氏名	
住所又は所在地	〒		(都・道・府・県)		(市・郡)	
					電話番号	
本申請の担当者	部署名		担当者名		FAX番号	
	メールアドレス				FAX番号	
希望する業務(物品)	物品の製造の請負 物品の販売 物品の賃貸					
主たる業務(物品)	(主たる1業務を記入)					
業 種	(主たる1業種を記入)					
希望する営業品目等(物品)	物品の製造の請負		物品の販売		物品の賃貸	
希望する業務(役務の提供)	役務の提供					
業 種(役務の提供)						
主たる業種(役務の提供)	(主たる1業種を記入)					
希望する営業種目(役務の提供)						

商号又は名称

(単位:千円)

平均生産額 又は販売額		直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	平均生産額(販売額) (①+②) / 2		物品	役務	
自己資本額		資本金(元入金)						
		純資産合計(次年度繰越純資本金額)						
生産 設備	区 分	機械装置	車両運搬具	工具・器具及び備品	計			
	資 産 額							
職 員 数		技術関係職員	事務関係職員	その他	計			
		人	人	人	人			
流 動 比 率		$\frac{\text{流動資産()}}{\text{流動負債()}} \times 100 = \boxed{} \%$						
営 業 年 数		創 業 日	現組織変更日	営業中断期間	通算年数			
		年 月 日	年 月 日	年 月 ~ 年 月	年			
障 害 者 雇 用 状 況		障害者雇用状況報告義務 有 ・ 無						
		法定雇用率達成 有 ・ 無	雇用障害者数			人		
I S O 認 証 取 得		有 (ISO9001、ISO14001) 無						
青森県健康経営事業所認定取得		有 ・ 無	「あおり働き方改革推進企業」認定取得		有 ・ 無			

注 太枠の欄は記入しないこと。

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

商号又は名称：

1	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	
2	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	
3	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	
4	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	
5	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	
6	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	
7	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	
8	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	
9	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	
10	支店・営業所等名称	〒 住所	電話番号	
			FAX 番号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

名簿番号
 申請者 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
 次のとおり営業を 休業する ・ 廃業した ので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

2 休・廃業

休 業 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

廃 止 年 月 日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。